



平成 22 年 7 月 23 日

各 位

上場会社名 ユニダックス株式会社
代表者名 代表取締役会長 立花 篤実
コード番号 9897 (東証第一部)
本店所在地 東京都武蔵野市境南町5丁目1番21号
問合わせ先 執行役員管理本部長 松岡 隆則
T E L (0422) 33-6411

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集

並びに定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成22年7月6日付「臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、平成22年7月23日を基準日として臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催する旨のお知らせをいたしました。本日付の取締役会において、本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日時及び付議議案等について、下記1のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

各付議議案の詳細等につきましては、下記2以下をご参照ください。

記

1. 開催日時及び付議議案等

(1) 開催日時

平成 22 年 8 月 31 日（火曜日）午前 10 時

(2) 開催場所

東京都三鷹市井口3丁目16番21号
当社本社別館2階会議室

(3) 目的事項・付議議案

①臨時株主総会

決議事項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 種類株式発行に係る定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 全部取得条項に係る定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 全部取得条項付普通株式の取得の件 |
| 第4号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役1名選任の件 |

②普通株主による種類株主総会

決議事項

- | | |
|----|-------------------|
| 議案 | 全部取得条項に係る定款一部変更の件 |
|----|-------------------|

2. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件A）

（1）変更の理由

平成22年7月16日付当社プレスリリース「親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、アヴネット・イーエム・ホールディングス・ジャパン合同会社（以下「アヴネットGK」といいます。）は、平成22年5月26日から当社普通株式に対し公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成22年7月15日に終了しております。本公開買付けの結果、アヴネットGKは、平成22年7月22日（本公開買付けの決済開始日）をもって当社普通株式16,959,080株（当社の平成22年3月期（第39期）有価証券報告書（平成22年6月30日提出）に記載された平成22年6月30日現在の発行済株式総数（17,932,595株）に係る議決権の数（35,865個）に対する議決権保有割合：94.57%）を保有するに至っております。

アヴネットGKは、本公開買付けに係る公開買付け届出書や平成22年5月25日付アヴネットGKのプレスリリース「ユニダックス株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」等において表明しているとおり、Avnet, Inc.（本社米国アリゾナ州、ニューヨーク証券取引所上場、以下「アヴネット」又は「アヴネット・インク」といいます。）によりその発行済株式の全てを間接的に所有されているメメック・グループ・リミテッド（本社英国）がその持分の全てを所有している同社の完全子会社で、本公開買付けを通じて当社の株式を取得し、保有することを目的として設立された会社であり、当社の発行済株式の全てを保有することにより、当社を完全子会社とすることを予定しております。

また、当社といたしましても、平成22年5月25日付当社プレスリリース「アヴネット・イーエム・ホールディングス・ジャパン合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び当該公開買付けへの応募推奨のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社とアヴネットは、平成21年11月頃から相互に協議を重ねた結果、日本市場における当社の専門性、サプライヤー及び顧客ベースとアヴネットの世界市場での強みを合わせることで、短期的には日本市場における規模拡大のメリットの享受が可能となり、長期的には両社の持つ技術や経営効率の面での相乗効果が発揮され、日本の顧客及びサプライヤーに対して提供する付加価値の更なる拡大に繋がるとともに、従業員にはより良好な雇用環境をもたらすとの結論に至り、そのためには当社がアヴネットGKの完全子会社となることが不可欠であるとの判断に至りました。

以上の点を踏まえ、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主のご承認をいただくことを条件として、アヴネットGKの完全子会社となるために、以下の①から③の方法（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、下記（2）に記載の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できるものとするにより、当社を種類株式発行会社（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）に変更いたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式99万分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を99万分の1株の割合をもって交付いたします。なお、アヴネットGK以外の各株主に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付され

るA種種類株式が1株未満の端数となる各株主につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

株主に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第1項により、その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てアヴェネット GK に対してA種種類株式を売却すること、又は、会社法第 234 条第2項及び第4項の規定に基づき裁判所の許可を得て当社がA種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主が保有する全部取得条項付普通株式の数に720円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

定款一部変更の件Aは、本完全子会社化手続のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第1項、第 108 条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、下記（2）に記載する定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。また、これまで当社は、現行定款第8条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、500株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式についての単元株式数を定めるものであり、定款一部変更の件Aで設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

（2）変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、定款一部変更の件Aに係る定款変更は、本臨時株主総会において定款一部変更の件Aに係る議案が承認可決された時点で、その効力を生ずるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、2,730万株とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,730万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式2,729万9,900株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）100株とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（A種種類株式）</u></p> <p>第6条の2 <u>当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録</u></p>

<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、500株とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (新設)</p>	<p><u>株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式99万株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の<u>普通株式の単元株式数は、500株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 <u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第18条の2 第14条、第15条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>2. <u>第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>3. <u>第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会にこれを準用する。</u></p>
--	---

3. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件B）

(1) 変更の理由

定款一部変更の件Bは、定款一部変更の件Aでご説明した本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、定款一部変更の件Aによる変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、定款一部変更の件Aにおける定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を99万分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、アヴェネット GK 以外の各株主に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、定款一部変更の件Bに係る定款変更は、本臨時株主総会において定款一部変更の件A及び下記「4. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において定款一部変更の件Bに係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、定款一部変更の件Bに係る定款変更の効力発生日は、平成22年10月1日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

定款一部変更の件Aによる変更後の定款	追 加 変 更 案
(新設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第6条の3 当社は、当社が発行する普通株式</u> <u>について、株主総会の決議によってその</u> <u>全部を取得できるものとする。</u> <u>2. 当社が前項の規定に従って普通株式</u> <u>の全部を取得する場合には、普通株式の</u> <u>取得と引換えに、普通株式1株につきA</u> <u>種種類株式を99万分の1株の割合をもっ</u> <u>て交付する。</u>

4. 全部取得条項付普通株式の取得の件

(1) 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

定款一部変更の件Aでご説明申し上げますとおり、当社とアヴネットは、平成21年11月頃から相互に協議を重ねた結果、日本市場における当社の専門性、サプライヤー及び顧客ベースとアヴネットの世界市場での強みを合わせることで、短期的には日本市場における規模拡大のメリットの享受が可能となり、長期的には両社の持つ技術や経営効率の面での相乗効果が発揮され、日本の顧客及びサプライヤーに対して提供する付加価値の更なる拡大に繋がるとともに、従業員にはより良好な雇用環境をもたらすとの結論に至り、そのためには当社がアヴネットGKの完全子会社となることが不可欠であるとの判断に至りました。

全部取得条項付普通株式の取得の件は、定款一部変更の件Aでご説明した本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bによる変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、定款一部変更の件Aによる定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を99万分の1株の割合をもって交付するものとしたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、前記のとおり、アヴネットGK以外の各株主に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項に基づき裁判所の許可を得てアヴネットGKに対してA種種類株式を売却すること、又は、会社法第234条第2項及び第4項に基づき裁判所の許可を得て当社がA種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主が保有する全部取得条項付普通株式の数に720円(本公開買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の内容

①全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項並びに定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bによる変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記②において定めます。）において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに、A種類株式を 99 万分の 1 株の割合をもって交付するものといたします。

②取得日

平成 22 年 10 月 1 日

③その他

全部取得条項付普通株式の取得の件に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bに係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において定款一部変更の件Bに係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに定款一部変更の件Bに係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。なお、その他の必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

5. 取締役及び監査役選任の件

(1) 取締役 5 名選任の件

取締役候補者の氏名及び現職

トーマス・ジェイ・マッカートニー	アヴェネットジャパン株式会社代表取締役会長 アヴェネット・イーエム・ホールディングス・ジャパン合同会社代表社員職務執行者
ハーリー・マーク・フェルドバーグ	アヴェネット・インク ヴァイスプレジデント アヴェネット・エレクトロニクス・マーケティング グローバルプレジデント アヴェネットジャパン株式会社取締役
レイモンド・ジョン・サドウスキ	アヴェネット・インク シニアヴァイスプレジデント兼チーフフィナンシャルオフィサー アヴェネットジャパン株式会社取締役
デイヴィッド・ラルフ・バーク	アヴェネット・インク シニアヴァイスプレジデント兼ジェネラルカウンスル
ジュン・リー	アヴェネット・インク ヴァイスプレジデント兼アシスタントジェネラルカウンスル兼セクレタリー

(2) 監査役 1 名選任の件

監査役候補者の氏名及び現職

ウィリアム・リード・クローウェル	アヴェネット・インク ヴァイスプレジデント アヴェネット・エレクトロニクス・マーケティング グローバルフィナンシャルオフィサー アヴェネットジャパン株式会社監査役
------------------	---

6. 上場廃止について

本臨時株主総会において定款一部変更の件A、定款一部変更の件B及び全部取得条項付普通株式の取得の件に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において定款一部変更の件Bに係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成22年8月31日から平成22年9月27日までの間、整理銘柄に指定された後、平成22年9月28日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできません。

7. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会基準日公告	平成22年7月7日（水）
臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会基準日	平成22年7月23日（金）
臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集に関する取締役会	平成22年7月23日（金）
臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会開催日	平成22年8月31日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（定款一部変更の件A）の効力発生日	平成22年8月31日（火）
整理銘柄への指定	平成22年8月31日（火）
当社普通株式の売買最終日	平成22年9月27日（月）
当社普通株式の上場廃止日	平成22年9月28日（火）
全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更の件B）の効力発生日	平成22年10月1日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	平成22年10月1日（金）

以上